

発議第 1 号杉上忠義議員に対する辞職勧告決議（案）が 上程され、可決しました

第 1 3 0 回令和 8 年 3 月与謝野町定例会において、「議員発議第 1 号 杉上忠義議員に対する辞職勧告決議（案）」が上程され、賛成多数で原案のとおり可決されました。

※提出者 … 今井浩介議員ほか賛成者 1 0 人

杉上忠義議員に対する辞職勧告決議（案）

与謝野町議会は、町民の負託を受けた二元代表制の一翼を担う議会として、議員一人ひとりが高い倫理観の下で、他者の人格と尊厳を尊重し、公正かつ誠実に言動することにより、議会の品位と信頼を保持すべき責務を負う。

しかしながら、杉上忠義議員は、令和 7 年 1 2 月 1 7 日の本会議において、与謝野町観光協会及びその関係者に関し、事実確認が不十分なまま名誉・信用を失墜させ、関係者の職務環境に重大な影響を及ぼし得る無礼な発言を行い、同協会から抗議・要請の申入れを受ける事態を招いた。議会が説明の機会を設け、具体的資料に基づく説明がなされたにもかかわらず、杉上議員は発言の撤回又は謝罪に至らず、論点を逸らす主張を重ねるなど、協議による解決に向けた誠実な対応を欠いた。その結果、同協会は「当事者間の協議では解決に至らない」として、議会に対し厳正な対応（処分）を強く要請するに至っている。

また、令和 8 年 1 月 8 日の広報常任委員会において、議会だより特集記事に関する協議の場で、事実確認を行わないまま特定の議員の取材・編集を断定的に非難し、さらに委員会全体を貶める趣旨の発言を繰り返した。加えて、ハラスメントに当たる旨の指摘がなされた後も取消し・訂正等による収束に努めず、相手方の説明を遮るなど一方的な言動により審議を長時間停滞させ、合議体としての議論環境を著しく破壊し、議会広報の根幹を担う常任委員会の機能を深刻に毀損した。これに関し、同委員会議員から与謝野町議会ハラスメント防止条例に基づく報告が議長に提出されている。

これら杉上議員の一連の言動は、外部団体及び議会内部の双方において相手方に精神的苦痛を与え、人格、尊厳、職務環境を害し、議会の社会的信用を著しく損なうものである。与謝野町議会ハラスメント防止条例の趣旨に照らしても到底看過できず、かつ、議会が事実確認の機会を設け改善を促してきたにもかかわらず、杉上議員に自省と是正が認められない状況は、再発防止及び信頼回復を著しく困難にしている。

よって、本議会は、杉上忠義議員に対し、議員としての責任を厳粛に自覚し、深い猛省の上、議会の信頼回復のため自ら進退を明らかにすべきであるとして、速やかに議員を辞職することを勧告する。

以上、決議する。

令和 8 年 3 月 1 8 日

与謝野町議会

【取材・問い合わせ先】

議会事務局（担当：谷口）
電話 0772-43-9027

発議第1号



令和8年3月17日

与謝野町議会議長 山崎 良磨 様

提出者	与謝野町議会議員	今井 浩介
賛成者	与謝野町議会議員	宮崎 有平
"	"	野村 生八
"	"	浪江 秀明
"	"	家城 中
"	"	永島 洋規
"	"	高岡 伸明
"	"	三田 義幸
"	"	山崎 政史
"	"	和田 裕之
"	"	藤田 史郎

杉上忠義議員に対する辞職勧告決議 (案)

上記の議案を別紙のとおり与謝野町議会会議規則第13条第1項及び第2項の規定により提出します。